

平成25年3月21日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成24年度3月期）

総務省は、平成24年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月21日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

31,755百万円

2 現金交付

平成25年3月28日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 山谷理事官

代表 03-5253-5111

(内線 23362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成24年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	763	700
2 青森	212	105
3 岩手	231	116
4 宮城	258	282
5 秋田	185	92
6 山形	225	112
7 福島	368	183
8 茨城	465	233
9 栃木	319	160
10 群馬	459	230
11 埼玉	993	667
12 千葉	741	492
13 東京	1,715	857
14 神奈川	784	1,088
15 新潟	296	282
16 富山	184	92
17 石川	192	96
18 福井	130	65
19 山梨	159	79
20 長野	381	188
21 岐阜	346	173
22 静岡	621	651
23 愛知	1,091	924
24 三重	304	153
25 滋賀	223	112
26 京都	276	344
27 大阪	1,039	1,033
28 兵庫	814	638
29 奈良	194	95
30 和歌山	167	83
31 鳥取	84	41
32 島根	115	57
33 岡山	304	317
34 広島	357	352
35 山口	228	114
36 徳島	145	73
37 香川	240	120
38 愛媛	237	118
39 高知	122	59
40 福岡	745	834
41 佐賀	208	104
42 長崎	217	108
43 熊本	229	250
44 大分	211	105
45 宮崎	274	137
46 鹿児島	331	165
47 沖縄	198	98
合計	18,380	13,375

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

